愛媛県工事検査規程（昭和63年４月愛媛県告示第509号）の一部改正　新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（検査の実施）
第６条　検査は、実地において行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
⑴　特殊なものの検査について、公的な説明又はこれに類するものをもって検査に代えることができる場合
⑵　図面、写真又は書類等により、工事の適否の判定に支障がない場合</td><td>（検査の実施）
第６条　検査は、実地において行わなければならない。ただし、特殊なものの検査については、公的な説明又はこれに類するものをもつて検査に代えることができる。</td></tr>
<tr><td>（完成検査）
第11条　省略
２　省略
３　工事検査復命書及び工事検査済通知書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
⑴・⑵　省略
⑶　工事中の写真及び完成写真
⑷　省略</td><td>（完成検査）
第11条　省略
２　省略
３　工事検査復命書及び工事検査済通知書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
⑴・⑵　省略
⑶　工事中の写真、完成写真及び検査状況の写真
⑷　省略</td></tr>
<tr><td>（中間検査）
第18条　省略
２　第11条第２項、第13条及び前条第２項の規定は、中間検査について準用する。この場合において、中間検査に係る工事検査復命書及び工事検査済通知書には、工程表と実績とを対比した書類その他必要な書類を添付しなければならない。</td><td>（中間検査）
第18条　省略
２　第11条第２項、第13条及び前条第２項の規定は、中間検査について準用する。この場合において、中間検査に係る工事検査復命書及び工事検査済通知書には、工程表と実績とを対比した書類、中間検査状況の写真その他必要な書類を添付しなければならない。</td></tr>
</table>

３　省略

様式第３号（第11条、第14条、第18条、第21条、第22条、様式第５号関係）　工事検査復命（済通知）書

<table>
<tr><td colspan="8">省略</td></tr>
<tr><td rowspan="2">検査工事</td><td>所属年度</td><td>工事番号</td><td>施　行　箇　所</td><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">省略</td></tr>
<tr><td colspan="8">省略</td></tr>
</table>

注　　　不要な文字又は欄は、抹消すること。

３　省略

様式第３号（第11条、第14条、第18条、第21条、第22条、様式第５号関係）　工事検査復命（済通知）書

<table>
<tr><td colspan="10">省略</td></tr>
<tr><td rowspan="3">検査工事</td><td rowspan="2">所属年度</td><td rowspan="2">工事番号</td><td colspan="3">施行箇所</td><td rowspan="2">省略</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>郡市</td><td>町</td><td>大字</td></tr>
<tr><td colspan="9">省略</td></tr>
<tr><td colspan="10">省略</td></tr>
</table>

注　１　不要な文字又は欄は、抹消すること。

　　２　指摘事項欄は、朱書すること。